

第 85 回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 3 月 23 日（月）10:31～11:36

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、中山委員、野呂委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 平成 25 年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）について
- (2) 諮問第 70 号の答申「国民経済計算の作成基準の変更について」
- (3) 諮問第 77 号の答申「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」
- (4) 諮問第 78 号「経済センサス - 活動調査の変更について」
- (5) 統計委員会専門委員の発令等について
- (6) その他

5 議事概要

(1) 平成 25 年度統計法施行状況に関する審議結果（未諮問基幹統計確認関連分）について

基本計画部会で決定したとおり、細かな文言については西村委員長が検討し、メール等を通じて委員の了解を得るプロセスを踏むという前提の了解承された。

(2) 諮問第 70 号の答申「国民経済計算の作成基準の変更について」

中村国民経済計算部会長代理から、資料 2 に基づき部会審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

(3) 諮問第 77 号の答申「経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について」

西郷産業統計部会長から、資料 3 に基づき部会審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

(4) 諮問第 78 号「経済センサス - 活動調査の変更について」

事務局及び総務省統計局から資料 4 に基づき説明が行われ、サービス統計・企業統計部会に付託されることとなった。主な質疑等は以下のとおり。

- ・なぜ大規模な単独事業所では調査員による調査が困難なのか。また、消費税の扱いに対する取組（消費税に係る集計方法の見直し）は、評価したい。

→大規模な単独事業所はセキュリティが厳しく、アポイントメントを取らないと建物に入れないなど、前回調査において調査員が苦労したため今回変更することとしているものである。

- ・調査事項から従業分に係る商品売上原価を削除することについて、売上原価を把握しなくなると調査の最大の目的である付加価値をきちんと取ることが難しくなるのではないか。削除してもアクティビティ・ベースでの付加価値が取れるか部会で確認してほしい。

また、個人経営の事業所に対する調査が難しいのはそのとおりだと思うが、前回調査における個人経営の事業所の記入漏れ、調査拒否などのデータ、具体的な批判、苦情などの例を示し、どうすれば対処できるか考えてほしい。

→今の点を踏まえて部会で検討し、結果を中間報告の形で統計委員会に報告したい。

(5) 統計委員会専門委員の発令等について

西村委員長から、資料 5 に基づき統計委員会専門委員の発令及び資料 6 に基づき部会に属すべき委員及び専門委員の指名についての報告があった。

(6) その他

次回統計委員会は、4月23日（木）中央合同庁舎4号館12階の共用1208特別会議

室で開催する予定。10時から1時間程度、「統計利用者からの意見交換会」を「ビッグデータの利用可能性」をテーマに開催し、その終了後委員会を開催する。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>